

事故救済制度（案）の概要（「見舞金」と「賠償責任保険」の内容）

※2 ページの（2）①と④に関する部分

(1) 制度案の骨格

「見舞金（給付金）制度」（事前登録不要。賠償責任の有無に関わらず支給）と「賠償責任保険制度」（事前登録必要）の2階建て方式。

※事故発生後、①見舞金を先行して支給、その後に、②賠償責任が認められれば、保険金を支給する（その際には、先行して支給した見舞金分は控除）。

⇒ 賠償責任の有無にかかわらず広く救済することが可能【見舞金制度】

⇒ 事前登録の必要なく救済することが可能【見舞金制度】

⇒ 賠償責任保険を事前登録（認知症と診断された人が対象）とし、認知症の早期受診を促進【賠償責任保険制度】

【加害者・被害者の住所地に基づく場合分け】

			加害者			
			市民		市外	
			責任有り	責任無し	責任有り	責任無し
被害者	市民	対人	賠償責任保険 見舞金		見舞金	見舞金
		対物	賠償責任保険 見舞金		見舞金	見舞金
	市外	対人	賠償責任保険 見舞金		—	
		対物	賠償責任保険 見舞金			
本人の傷害			傷害死亡・後遺障害保険		—	

(2) 見舞金等の内容（主なもの） ※アとイは自動車事故除く

ア. 死亡見舞金 3,000 万円まで（市民以外の被害者は 10 万円まで）

⇒賠償責任有りの場合 2 億円まで補償

イ. 財物損壊見舞金 10 万円まで

⇒賠償責任有りの場合 2 億円まで補償

ウ. 本人の死亡 100 万円（交通事故等によるもの）

<付帯事業>

- ・GPS 導入支援

⇒初期費用及び、所在が分からなくなった場合のかけつけサービス費用を市が負担。（かけつけサービスは 1 年に最大 6 回まで）

※月額利用料は別途利用者負担

- ・コールセンター設置（事故発生時の相談対応：24 時間 365 日）

【見舞金等の内訳】

- ① 見舞金制度（約定履行費用保険） ※①と②は自動車事故除く
- ア 被害者（市民）救済の各種見舞金
- ・死亡（最高 3 千万円）
 - ・後遺傷害（最高 3 千万円）
 - ・入院、通院（最高 10 万円）
 - ・財物損壊（最高 10 万円）
 - ※火事の類焼被害があった場合は上乘せ有り（1 世帯当り 30 万円・1 事故最高 1,000 万円）。
 - ※財物損壊と類焼被害をあわせて最高 40 万円。
 - ・休業損害（最高 5 万円）
- イ 被害者（市外）救済のための見舞金
- ・見舞金（最高 10 万円）
- ② 個人賠償責任保険制度（認知症と診断された人で事前登録が必要）
- ・賠償責任保険（最高 2 億円）
 - ※責任無能力者を監督する者等も被保険者
- ③ 傷害死亡・後遺障害保険（認知症と診断された人で事前登録が必要）
- 交通事故、交通乗用具の火災による事故によって死亡又は後遺障害を負った場合に支給
- | | |
|------|--------------|
| 死亡 | 100 万円 |
| 後遺障害 | 42 万円～100 万円 |